

# 国民健康保険のお知らせ

高年齢受給者証、特定疾病療養受療証、  
限度額適用認定証、標準負担額減額認定証等

## 高年齢受給者証、 特定疾病療養受療証

### 新しい受給者証等を郵送

8月1日(土)から有効の新しい受給者証等を、7月下旬に送付します。有効期限の切れた受給者証等は使用できませんので注意してください。

### 対象

▽高年齢受給者証：昭和15年8月2日～20年7月1日生まれの国民健康保険(国保)被保険者

▽特定疾病療養受療証：特定疾病療養受療証を持っている国保被保険者

## 限度額適用認定証、 標準負担額減額認定証等

### 有効期限は7月31日(金)

外来・入院時の一部負担金や食事代を軽減するため、市が発行しています。新たに、または引き続き認定証が必要な方は、申請してください。



### 対象

▽限度額適用認定証：70歳未満の国保被保険者で、納期限到来の国保税を完納している世帯の方

▽標準負担額減額認定証：70歳未満の国保被保険者で、国保の世帯主を含む被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方

▽限度額適用・標準負担額減額認定証：70歳以上75歳未満の国保被保険者で、国保の世帯主を含む被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方

### 申請に必要なもの

- ①身分証明書(免許証等)
  - ②国保被保険者証
  - ③印鑑
  - ④過去1年間に入院日数が90日を超える方は、入院日数が90日を超えたことの方から書類(医療機関の発行する入院期間証明や領収書等)
- 《問合せ》市民課国保医療係  
☎21-9061または各振興局市民福祉課

玄武岩の玄さんが堅いテーマも柔らかく解説

## 豊岡のこころに注目じゃ！③

玄さんのふるさと玄武洞って？



玄さんの名前の由来になつている玄武岩って、玄武洞から名付けられたの？

そうじゃよ。その昔、バサルトという英語名の火山岩に日本語名を付けるとき、小藤博士という方が玄武洞にある石だから玄武岩と名付けたんじゃ。

玄武洞って有名な場所なの？

玄武洞は、世界に認められた山陰海岸ジオパーク

の見どころの一つなんじゃ。そしてな、世紀の大発見地球磁場逆転の発見の舞台になつたんじゃ。

地球磁場逆転って？

なんだか難しそう。地球は大きな磁石なんじゃ。だしけえ、溶岩が冷え固まるとき、固まった岩は、地球の磁力で弱い磁石になるんじゃ。1926年に、京都帝国大学の松山博士が、玄武洞の石などから、約200万年前の玄武岩が現在と逆に磁化していることを突き止めたのじゃ。

へえ！玄武洞の石がきつかけで、地球のN極とS極が逆を向く時代があったことが発見されたんだね！

信じられない！

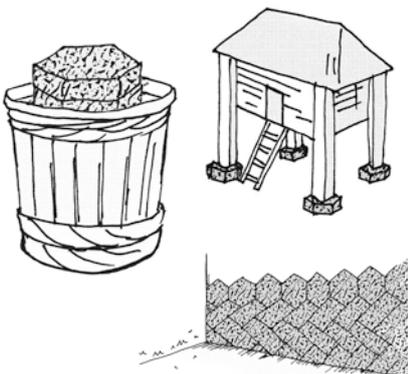
そうじゃぞ。そしてな、玄武洞の玄武岩は地質学的に貴重な価値があるだけでなく、わしらの生活にも昔から深く関わっていたのじゃ。

そういえば、うちのおばあちゃんか玄武岩を漬物石に使ってたわ。

漬物はわしの好きな食べ物じゃ。他にも石垣や庭石、建物の基礎にも使われておるぞ。円山川の近くにあるから、船で運びやすかつたし、大きさが均一で扱いやすいからな。

そうなんだ！豊岡の人にとって、玄武洞はなくてはならない存在だね。

そうじゃろ！これからしくな！



平成27年 **8月** から

# 介護保険制度が変わります！

《問合せ》 高年介護課保険給付係 ☎24-2401

## 一定以上所得者の利用者負担が2割に

これまで1割負担だった介護保険の利用者負担額が、一定以上の所得のある方は2割負担になります。2割負担となるのは、基準以上の所得がある本人のみで、同一世帯で他に介護サービスを利用する方がいても、その方自身の所得が基準以上でなければ、その方は1割負担のままです。



要支援、要介護の認定を受けている方に、利用者負担の割合(1割または2割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月に送付します。

▼2割負担となる方 合計所得金額が年間160万円以上で年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、65歳以上の方が2人以上の世帯で346万円以上の方

## 食費と居住費(滞在費)の負担軽減制度の見直し

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに入所中(またはショートステイ利用)の市民税非課税世帯の方には、食費と居住費(滞在費)を軽減する制度があります。軽減の判定要件に次の項目を追加します。

▼世帯分離していても、配偶者がある場合は配偶者も市民税非課税であること

▼定額(単身1千万円、夫婦2千万円)を超える預貯金、有価証券等のある方は軽減の対象外とすること

## 高額介護サービス費の負担段階区分が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに払い戻しています。この「高額介護サービス費」の負担区分に「現役並み所得者相当(同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、年収が単身383万円以上、2人以上は520万円以上)」を新設し、上限額44,400円を設定します。



## 《高額介護サービス費の負担段階区分》

区 分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯) <sup>*1</sup> 〈新設〉
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が <sup>3</sup> 年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人) <sup>*2</sup>
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

※1 「世帯」…住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額  
※2 「個人」…介護サービスを利用した本人の負担の上限額

## 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

「高額医療・高額介護合算制度」とは、年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担(それぞれサービスの限度額適用後の自己負担)が一定の限度額を超えたときに、超えた分を支給する制度です。70歳未満の人のその限度額を変更します。



## 《高額医療・高額介護合算制度の限度額》

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の方	
	平成26年8月 ~27年7月	平成27年 8月~
901万円超	176万円	212万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	
210万円以下	63万円	60万円
市民税非課税世帯	34万円	